

# 平成27年第1回笠松町議会臨時会会議録

平成27年4月1日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠

建設水道部長	那波哲也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主任	小鹿耕平

1. 議事日程（第1号）

平成27年4月1日（水曜日） 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第34号議案 笠松町育英基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第35号議案 笠松町児童、生徒健康教育振興基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第36号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について
- 追加日程 第37号議案 笠松町議会議長辞職許可について
- 追加日程 第1号選挙 笠松町議会議長選挙について
- 追加日程 第38号議案 笠松町議会副議長辞職許可について
- 追加日程 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙について
- 追加日程 第39号議案 笠松町議会議会運営委員会委員辞職許可について
- 追加日程 第1号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程 第40号議案 監査委員の選任同意について

開会 午前10時00分

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成27年第1回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（安田敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 古田 聖人 議員

10番 長野 恒美 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（安田敏雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（安田敏雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） それでは、事務局より2点御報告させていただきます。

最初に、監査委員より平成26年度2月分の例月現金出納検査の結果報告並びに平成26年度財政援助団体監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

続きまして、羽島郡町村議会議長会長が4月1日付をもって笠松町議会議長にかわりました。

なお、副会長につきましては、岐南町議会議長であります。以上でございます。

○議長（安田敏雄君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 第34号議案から日程第6 第36号議案までについて

○議長（安田敏雄君） 日程第4、第34号議案から日程第6、第36号議案までの3議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをごらんください。

第34号議案 笠松町育英基金条例の一部を改正する条例について。

笠松町育英基金条例（昭和46年笠松町条例第11号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年4月1日提出、笠松町長 広江正明。

第35号議案 笠松町児童、生徒健康教育振興基金条例の一部を改正する条例について。

笠松町児童、生徒健康教育振興基金条例（平成5年笠松町条例第12号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年4月1日提出。

第36号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第1号）。

平成27年度笠松町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,220万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年4月1日提出。

○議長（安田敏雄君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、本日提出させていただきました案件を御説明申し上げます。

まず、笠松町育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。34号議案であります。

この基金は果実運用型の基金となっております。近年の低金利では十分に運用できていない状況にあることから、基金の設置目的に合致した事業であれば基金を取り崩して活用することができるよう、所要の規定整備を行うものであります。

内容的には、第7条として処分に関する規定を追加するもので、基金は設置目的の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる旨を規定するものであります。

なお、設置目的は、小学校及び中学校の児童・生徒の利用する備品、施設及び設備等を整備、その教育環境を整備し、もって教育効果の向上を図るというものであります。

施行期日は公布の日でありまして、御参考までに平成27年3月31日現在の基金残高を申し上げますと、3種類ございまして、まず松枝小学校育英基金として200万円。ちなみに26年度の果実は500円でありました。それから、笠松小学校育英基金として70万円。平成26年度の果実は175円でありました。それからもう1つ、笠松小学校の育成基金というのがありまして、こちらは50万円ありまして、26年度の果実は125円でありました。

続きまして、2ページの第35号議案 笠松町児童、生徒健康教育振興基金条例の一部を改正する条例についてであります。

この基金も、先ほどの笠松町育英基金条例と同様に、近年の低金利では十分に運用できていない状況にあることから、基金の設置目的に合致した事業であれば基金を取り崩して活用する

ことができるよう、所要の規定整備を行うものであります。

内容的には、こちらも7条として、処分に関する規定を追加するもので、基金は設置目的の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる旨を規定するものでございます。

こちらの設置目的は、小学校及び中学校の児童・生徒の体育、スポーツの振興を図り、もって生涯体力づくりの基礎を培うといった目的でございます。

施行期日は公布の日であります。

こちらも御参考までに、きのう現在の基金残高は2,532万7,855円で、26年度の果実は6,331円でありました。

続きまして、議案の3ページから5ページにわたっております第36号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は600万円であります。4月1日から補正で申しわけございませんが、3月の暮れに光製作所のほうから、来年度も、3年目に当たるわけですが、このラジオ番組の放送を行いたいという旨の申し出がございましたので、本日臨時議会ということで提案させていただきました。

歳出のほうですが、5ページになりますが、9款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育総務費、今年度も株式会社光製作所からの寄附を活用し、笠松町内の小・中学校の児童・生徒から光文庫図書を読んで書いた読書感想文を募集し、毎月優秀作品をラジオ番組で放送するとともに、年度末にはその作品の中からさらに優秀作品を選定してテレビ番組で表彰するという事業を引き続き実施することに伴い、株式会社岐阜放送に番組の制作及び放送業務を委託するため、委託料を600万円増加するものであります。

ラジオ放送の番組名は「Let's enjoy 光文庫」、第1土曜日が小学校低学年の部で、第2土曜日が高学年の部、それから第3土曜日が中学校の部となっております、放送時間はいずれも午前9時45分からの5分間です。テレビ番組放送につきましては、まだ決定はしていませんが、おおむね28年3月に表彰で、年間の最優秀作品の表彰と朗読が放映されるというものであります。

歳入につきましては、全額株式会社光製作所からの寄附金600万円を増額し、今回の歳出補正の財源に充てるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（安田敏雄君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第34号議案 笠松町育英基金条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

第35号議案 笠松町児童、生徒健康教育振興基金条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

第36号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

〔議長 安田敏雄君退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（伊藤 功君） ただいま安田敏雄議長から議長の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） 辞職願。今般、都合により笠松町議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されたく願います。平成27年4月1日、笠松町議会議長 安田敏雄。笠松町議会副議長 伊藤功様。

○副議長（伊藤 功君） お諮りいたします。この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前11時08分

○副議長（伊藤 功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

---

#### 追加日程 第37号議案について

○副議長（伊藤 功君） 第37号議案 笠松町議会議長辞職許可についてを議題といたします。

書記をして議案を朗読させます。

○書記（朝日純子君） 第37号議案 笠松町議会議長辞職許可について。

笠松町議会議長 安田敏雄君の辞職を許可するものとする。平成27年4月1日提出、笠松町議会副議長 伊藤功。

○副議長（伊藤 功君） 本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

〔8番 安田敏雄君入場・着席〕

前議長辞職許可については可決されました。

それでは前議長、お礼を述べていただけますか。

○8番（安田敏雄君） 一言御挨拶させていただきます。

ことし1年、皆さん方に大変お世話になり、ありがとうございました。

思い返せば、4月の笠松の中学校の屋内運動場の完成式が始まりましたときじゃなかったなというふうに思っております。大変1年間、自分としては精いっぱいやったつもりですが、やはりまだまだ物足らんものがあったかなというふうに思っております。

私の一番思っておったのは、何事も、一つずつ決めるのにも、やはり議員と行政、また職員が一丸となって進んでいくのが、一番議会が円満にやるのにはいいことではないかなというふうに思っております。その中で、町長さん以下、職員の皆さん方の、いろいろと案件に対して、またいろんな条例等にもあるように、1人で決めるんじゃなくて、議会と行政側とが懇談会、また全員協議会として皆さん方と心をつなげて、一つずつ進んできたのが、この1年無事に済んだんじゃないかなというふうに思っております。これからもまた、次の議長さんを囲んで、行政と議会と、また町民に、町内外に期待される議会を目指して、皆さん方と一致団結して頑張っていきたいと、このように思っております。

言葉をなかなか申せませんが、大変この1年ありがとうございました。またよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（伊藤 功君） 前議長、本当に御苦労さまでございました。

それでは、お諮りいたします。この際、笠松町議会議長選挙についてを日程に追加したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議長選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。



---

追加日程 第1号選挙について

○副議長（伊藤 功君） それでは、第1号選挙 笠松町議会議長選挙を行います。

そこで、お諮りいたしますが、選挙は投票、あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によられたいとの発言がありましたので、選挙の方法は投票によることといたします。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

それでは、異状なしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に4番 川島功士議員、7番 岡田文雄議員、この2名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立ち合いを願います。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票10票、無効投票ゼロ。

有効投票中、船橋義明議員 9 票、長野恒美議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、船橋義明議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました船橋義明議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入を願いたいと思います。

○**議会事務局長（田島直樹君）** 笠松町議会議長当選者、氏名、船橋義明、住所、羽島郡笠松町東陽町12番地、生年月日、昭和15年9月29日。

○**副議長（伊藤 功君）** それでは、議長当選承諾及び挨拶を行っていただきたいと思います。

○**新議長（船橋義明君）** 皆様方に御推挙いただきまして、議長という大役を仰せつかりました。まことに光栄であります。何もできませんけれども、何とか1年間頑張って務めさせていただきたいと思っております。

昨年、ちょうど1年になりますが、大変な病気に襲われまして、皆様方に大変御迷惑をおかけしましたが、ことし1年、何とか体調に留意しながら、議長の職を全うしていきたいということをお思っております。

先ほど安田前議長も言われました。行政と議会というのは、やっぱり両輪であります。議会では議員としての務めがありますが、チェック機関としてチェックすることはチェックし、協力すべきことは一致協力して議会を進めていきたい、行政を進めていきたいというつもりであります。

前にも申し上げましたが、和をもってとうとしとなすという言葉座右の銘としております。ぜひ皆様に支えられながら、議長を務めさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

○**副議長（伊藤 功君）** それでは、船橋義明議長にこの席を譲りたいと思います。よろしくお願ひします。

〔副議長 伊藤功君退場〕

〔新議長 議長席に着席〕

○**議長（船橋義明君）** ただいま伊藤功副議長から副議長の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

○**議会事務局長（田島直樹君）** 辞職願。今般、都合により笠松町議会副議長の職を辞したいの

で、地方自治法第108条の規定により許可されたく願います。平成27年4月1日、笠松町議会副議長 伊藤功。笠松町議会議長 船橋義明様。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第38号議案について

○議長（船橋義明君） 第38号議案 笠松町議会副議長辞職許可を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） 第38号議案 笠松町議会副議長辞職許可について。

笠松町議会副議長 伊藤功君の辞職を許可するものとする。平成27年4月1日提出、笠松町議会議長 船橋義明。

○議長（船橋義明君） 本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

〔3番 伊藤功君入場・着席〕

辞職許可については可決されました。

お礼を申し上げます。

○3番（伊藤 功君） 議長に続いて副議長ということで、今、辞職を許可されました。去年のそれこそ4月から、安田議長の補佐をするべく、邪魔になったんじゃないかなという思いも多少あるんですけど、邪魔だったかなというふうに多少疑問を持っておりますけれども、自分な

りにということでお許しをいただきたいと思います。

本当にこの1年間ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第2号選挙について

○議長（船橋義明君） 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙を行います。

お諮りします。選挙は投票、あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によらねたいとの発言がありましたので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に1番 尾関俊治議員、6番 伏屋隆男議員の2名を指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立ち合いを願います。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、田島清美議員9票、長野恒美議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、田島清美議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田島清美議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（田島直樹君）** 笠松町議会副議長当選者、氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町中野186番地、生年月日、昭和41年12月20日。

○**議長（船橋義明君）** 副議長当選承諾及び挨拶ということで、御挨拶をお願いします。

○**新副議長（田島清美君）** 皆様に御推挙いただきまして、ありがとうございます。

ことし1年、船橋議長を支え、頑張っていきたいと思えますので、よろしく願います。

〔議長 船橋義明君退場〕

〔新副議長 議長席に着席〕

○**副議長（田島清美君）** ただいま船橋議長から議会運営委員会委員の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

○**議会事務局長（田島直樹君）** 辞職願。今般、都合により笠松町議会議会運営委員会委員の職

を辞したいので、笠松町議会委員会条例第10条第2項の規定により許可されたく願います。  
平成27年4月1日、笠松町議会議会運営委員会委員 船橋義明。笠松町議会副議長 田島清美様。

○副議長（田島清美君） お諮りいたします。この際、笠松町議会議会運営委員会委員の辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議会運営委員会委員の辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

この際、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○副議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

先ほど配付した議案の差しかえをいたさせます。

〔議案配付〕

---

#### 追加日程 第39号議案について

○副議長（田島清美君） 第39号議案 笠松町議会議会運営委員会委員の辞職許可についてを議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） 第39号議案 笠松町議会議会運営委員会委員辞職許可について。

笠松町議会議会運営委員会委員 船橋義明君の辞職を許可するものとする。平成27年4月1日提出、笠松町議会副議長 田島清美。

○副議長（田島清美君） 本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

〔議長 船橋義明君入場・着席〕

辞職許可については可決されました。

〔議長 議長席に着席〕

○議長（船橋義明君） 議会運営委員会の委員が1名欠員となっております。

お諮りいたします。この際、笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第1号選任について

○議長（船橋義明君） 第1号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。この選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において安田敏雄議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時07分

再開 午後1時18分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

お諮りいたします。ただいま町長から、第40号議案 監査委員の選任同意についての議案が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案 監査委員の選任同意についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第40号議案について

○議長（船橋義明君） 第40号議案 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

〔8番 安田敏雄君退場〕

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） 第40号議案 監査委員の選任同意について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、次の者を監査委員に選任したいから町議会の同意を求める。平成27年4月1日提出、笠松町長 広江正明。

記、氏名、安田敏雄、住所、羽島郡笠松町円城寺927番地、生年月日、昭和18年3月9日。

○議長（船橋義明君） 提案理由の説明を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、監査委員の選任同意についての議案を御説明申し上げたいと思います。

本日、船橋義明議員から監査委員の辞職願が提出されたことに伴って、後任として安田敏雄議員を監査委員に選任するために、町議会の同意を求めるものであります。任期が平成27年4月1日から28年3月31日までであります。住所が笠松町円城寺927番地、生年月日が昭和18年3月9日であります。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり同意することに決しました。



[8番 安田敏雄君入場・着席]

ただいま安田敏雄議員が監査委員に選任されましたので、よろしく願いをいたします。

この際、報告を行います。議会改革特別委員会の委員長に変更があり、次のとおり決定されました。

委員長 安田敏雄議員。

以上、御了承願います。

---

#### 閉会の宣告

○議長（船橋義明君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成27年第1回笠松町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後1時25分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成27年4月1日

議 長                    安 田 敏 雄

新 議 長                船 橋 義 明

副 議 長                伊 藤 功

新副議長                田 島 清 美

議 員                    長 野 恒 美

議 員                    古 田 聖 人